

# 臨港中学校ほか6校 校庭夜間開放照明設備基礎調査業務委託 仕様書

## 1 業務件名

臨港中学校ほか6校 校庭夜間開放照明設備基礎調査業務委託

## 2 目的

川崎市では、校庭、体育館及び特別教室等の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で開放する、学校施設有効活用事業を昭和39年度から行っている。また、スポーツの機会に恵まれない勤労者・社会人を中心に、夜間の校庭を開放し、社会体育活動及び地域教育活動の振興を図ることを目的として、平成元年より計画的に各区1校に夜間照明設備を整備してきた。

校庭夜間開放実施後は、これまで多くの市民利用に供している一方で、当該設備については設置から約30年が経過していることもあり、今後も市民が安心して利用できるよう、各部現状調査及び設置状況の確認等を行い、今後の設備更新を含め、事業の在り方を検討する基礎資料のとする。

## 3 履行期間

契約日から令和6年11月29日

## 4 履行場所

履行場所：別紙設置校一覧参照

## 5 業務内容

### (1) コンクリート柱（本数は別紙参照）・投光器架台点検

ア 対象校：臨港中学校、塚越中学校、東住吉小学校、久本小学校、菅生中学校、南生田中学校、麻生小学校（防球ネット柱兼用の鋼管柱1本を含む）

イ 地上部から双眼鏡及び高所作業車による目視調査（非破壊検査は含まず）・記録すること。調査時に、銘板等で製造年、品種、メーカー等が分かる場合にはこれを記録すること。なお、高所作業車の使用に当たり、児童生徒の安全確保とともにグラウンド等学校施設設備に影響がないよう配慮すること。

ウ 地上から2m程度までの範囲でひび割れ、浮き、エフロレッセンスなどの本数、最大ひび割れ幅、変状等の測定・記録すること。それ以上の高さは変状の有無を記録すること。なお、調査に当たっては、微細なひび割れ等を漏らさぬよう表面に水を吹き付けるなどの工夫をすること。

エ 鋼管柱、投光器架台、取付金具（ボルト、ナット等）に損傷や腐食がないか、また、投光器の確認状況を調査・記録すること。

オ 点検結果の取りまとめ（報告書）は、コンクリートポール診断士（コンクリートポール診断士協会）、又は同等の資格を有する者が監修すること。

## (2) 既存配線等調査

- ア 対象校：臨港中学校、塚越中学校、東住吉小学校、久本小学校、菅生中学校、南生田中学校、麻生小学校
- イ 電気室以降の既存配線配管ルート、敷設状況等を調査・図示すること。
- ウ 既存制御盤等を把握し、図示すること。
- エ 既存配電盤、制御盤の絶縁試験、目視点検、動作試験を行い、試験結果を報告すること
- オ ハンドホールの位置を確認し、記録・図示すること。
- カ 図示は可能な限り実態に合ったものとする。
- キ 電気室以降の配線の絶縁抵抗測定をすること。(幹線・分岐等)
- ク 配線が更新されていると判断できる場合は、その旨を記録すること。また、線名札や配線の刻印等から、その時期が分かる場合は記録すること。

## (3) LED化に向けた検討調査

- ア 対象校：臨港中学校、塚越中学校、東住吉小学校、菅生中学校、南生田中学校
- イ LED化に伴う照度分布図(計画面高さ=GL)を作成すること。併せて、既存の照度測定(1校当たり10か所程度)を行い、現在の状況を把握すること。
- ウ LED化に伴う経済比較表を作成すること。
- エ LED化に伴う必要書類(事業費見積り・工事工程・図面等)を作成すること。  
※事業費見積りは、コンクリートポールの劣化や変状の状況を踏まえ、これらの更新を含めて作成すること。
- オ 経済比較や事業費見積り等から、更新に向けた事業手法を比較検討し提案すること。比較検討に当たっては、コスト面に加え、安全性、メンテナンス性、利便性や近隣への影響等を踏まえ、LEDの種類や数量、既存の躯体等(柱の高さや本数、校舎外壁や屋上など)の活用の可能性を検討し、比較検討すること。

## 6 業務体制

履行にあたっては、業務責任者を1名配置するとともに、調査方法、業務体制表及び作業工程表を提出の上、本市の承認を得ること。また、業務責任者は、随時、本市と協議しながら、業務が円滑に実施されるよう管理しなければならない。

## 7 成果品

- (1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。
  - ア 報告書(紙形式) 1部
  - イ 各種調査・記録(写真データ)・図面・報告書を収めた記録媒体(DVD等) 1枚  
※学校ごとにフォルダを作成し格納すること
  - ウ 業務完了届
- (2) 上記(1)イの記録媒体は、ウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書(任意様式)とともに納品すること。
- (3) 中間報告書(6月末まで)

本調査の進捗は、学校での調査可能日や天候等によるが、6月末までに可能な範囲で下記の間接報告書を提出すること。

ア 平面図1

制御盤・ハンドホール・コンクリート柱・照明の位置と数量及び埋設配管（配線）のルートが記載されていること。なお、配線の敷設ルートは、詳細が不明な場合はハンドホールと配管の方向から推測したもの。

イ 平面図2

配線を更新する場合の配線ルート及び管路敷設ルート（校舎内からの幹線を含む）。なお、外壁貫通か所、掘削ルートは写真を平面図に添付すること（掘削する場所は表面仕上げがわかるように）。

既存の配線が敷設されている配管は利用できない想定で新たに掘削ルートを検討すること（予備配管が使える場合は使用可）。

ウ 簡易な系統図（受変電設備または校舎内分電盤から各照明までを記載したもの）

エ 既存設備等の調査結果

制御盤・ハンドホール内・コンクリート柱・照明・配線の仕様、写真、設置時期等、絶縁抵抗測定結果（全て調査により判明した時点のもの）

オ 調査結果を踏まえ、更新を推奨する機器等の一覧表（更新方法等は不要）

## 8 業務遵守事項

- (1) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することはできるものとする。
- (2) 本市が所有する図面など、業務に必要な資料は別途貸与する。なお、業務終了後は、速やかに返却するとともに、貸与資料及び業務に関する成果等は許可なく外部に漏えいしないこと。
- (3) 業務実施日等詳細については、市と協議の上決定するものとする。なお、土日祝日及び学校閉庁日は原則として除くものとする。
- (4) 業務に関わる作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (5) 業務で使用する部品及び消耗品等は原則として受託者が用意するものとする。
- (6) 業務中、不良箇所等があった場合は、市に連絡するとともに、協議の上、その指示に従うものとする。ただし、軽微なものについては、受託者が対処するものとする。
- (7) 本業務で廃棄物が生じた場合は関係法規に則り適切に処理すること。

## 9 その他

- (1) 作業日当日は、来校の旨を必ず学校職員に告げ、ID着用などの指示に従うこと。
- (2) 川崎市個人情報保護条例等を遵守するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密については厳重に管理・保管し、他人に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- (3) 本仕様に定めのない事項や本業務については、市と受託者とで協議の上、決定すること。

## 設置校一覧

No	施設名	住所	コンクリート ポール本数	LED化
1	臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22	5本	
2	塚越中学校	幸区塚越 1-60	5本	
3	東住吉小学校	中原区木月住吉町 1-11	8本	
4	久本小学校	高津区久本 3-11-3	6本	済
5	菅生中学校	宮前区菅生 2-10-1	6本	
6	南生田中学校	多摩区南生田 3-4-1	5本	
7	麻生小学校	麻生区上麻生 3-24-1	4本	済